

議案第 21 号

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、不妊治療のための休暇の新設並びに会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の要件の緩和等を行うため、本案を提案するものである。

所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第12号の次に次の1号を加える。

(12)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

(所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。